

**特定非営利活動法人
市川市ユネスコ協会
定 款
(2017年 改定版)**

2014年2月17日設立

特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会定款

(2014.2.17設立)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会とする。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を千葉県市川市市川南3丁目14番11号710室（市川パークハウス）に置く。

(目的)

第3条 この法人は、一般市民を対象とする各種セミナー、展覧会、音楽会、語学講座などの振興事業並びに国際交流、国際支援などの協力事業を行う。その事業を通して「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」、また「平和は、失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない」というユネスコ憲章前文に掲げられた精神に則り、世界平和の実現、自由と正義の尊重、国際理解・国際協力の推進等に市民の立場から寄与することと、市川市を中心とする地域社会の文化の向上に資することとを目的とする。あわせて「持続発展教育（E S D : Education for Sustainable Development）」に賛同し、学校教育の支援活動に取り組む。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)環境の保全を図る活動
- (4)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5)国際協力の活動
- (6)子どもの健全育成を図る活動
- (7)科学技術の振興を図る活動
- (8)前各号に掲げる活動を行う他の団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1)国際理解教育に関する事業
- (2)国際交流に関する事業
- (3)芸術や科学を通した文化交流・平和運動に関する事業
- (4)ユネスコ活動の研究、持続発展教育（E S D）に関する事業

第2章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の6種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。正会員は、一般会員、青年会員のうちの会費納入者、グループ会員及び賛助会員とする。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1)一般会員 | この法人の目的に賛同して入会した個人 |
| (2)青年会員 | この法人の目的に賛同して入会した満16歳以上35歳未満の個人 |
| (3)グループ会員 | この法人の目的に賛同して入会した団体 |
| (4)賛助会員 | この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体 |
| (5)フレンドシップ会員 | この法人の目的に賛同して入会した外国人 |
| (6)特別会員 | この法人の目的に賛同して入会した特別な個人または団体 |

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は、前2項の者の入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は会費を負担する義務を負う。会費に関する詳細は総会において別に定める。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員及び役職

(役員及び役職の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 10人以上25人以内

(2)監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を会長とし、4人以内を副会長とすることができる。

3 必要な場合には、第1項に記された役員以外に次の役職を置くことができる。

(1)名誉会長 1名

(2)特別顧問 1名

(3)名誉顧問 若干名

(4)参与 若干名

(5)顧問 若干名

(6)相談役 若干名

(役員及び役職の選任等)

第14条 会長、副会長、理事、監事は以下の第2項及び第3項の手続きを経、総会において選任される。

2 理事及び監事は、総会前の理事会において承認された構成員をもって総会で事務局より提案する。

3 会長、副会長は総会前の理事会における互選の結果承認された構成員をもって総会で事務局より提案する。

4 名誉会長、特別顧問、名誉顧問、参与、顧問、相談役の役職は理事会の推薦を得て会長が委嘱する。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

7 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

(役員及び役職の職務)

第15条 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところ及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。そのために、三役会、理事会に出席し意見を述べることができる。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

6 第13条第3項に掲げる役職の職務は以下のとおりとする。

(1) 名誉会長 この法人の運営全般について、必要に応じて意見を述べる。

(2) 特別顧問 この法人の運営について、教育に関する事柄について必要に応じて意見を述べる。

(3) 名誉顧問 この法人の運営全般について大局的見地から会長の諮問に答える。

(4) 参与 この法人の運営全般について会長の諮問に答える。

(5) 顧問 事業執行に関し、関係理事の諮問に答える。

(6) 相談役 事業執行に関し、関係理事にアドバイスし、その事業に協力する。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長、副会長は継続する3期までとする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、現任者の任期を伸長する。

3 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

第4章 議決機関

(議決機関の種類)

- 第20条 この法人の議決機関は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は正会員を持って構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任並びに報酬及び費用弁償
 - (7) 会費
 - (8) 資産の管理の方法
 - (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条においても同じ。）
 - (10) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11) 清算人の選任
 - (12) 解散における残余財産の帰属先
 - (13) 事務局の組織及び運営
 - (14) その他法人の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに全ての正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法や書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に参加することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的方法又は書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに全理事に通知しなければならない。
- 4 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、原則として会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決権等)

第36条 各理事の議決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法又は書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者の数及びその氏名（電磁的方法又は書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条の各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の審議を経て、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、その事業年度内の収益を以て償還する短期借入金を除く。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散（破産手続き開始の決定による解散を除く）するときは、総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散をのぞく）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は理事会の承認を経て、会長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 三役会及び定例会

(三役会の構成)

第59条 三役会は、会長、副会長、事務局長をもって構成する。

(三役会の役割)

第60条 三役会は、理事会の審議事項や報告事項の確認のために行う。

2 理事会で、新規事業や既存事業の部分変更（特に経費や人手に係る内容）等の審議事項を提案する者は、三役会に諮ることとする。

(定例会の構成)

第61条 定例会は、理事及び参加希望の会員をもって構成する。

(定例会の役割)

第62条 定例会は、理事会に引き続き行い、理事会審議事項の結果や各理事からの活動報告等、特定非営利活動に係る事業執行状況の連絡・調整をするものとする。

第11章 部会・専門グループ・サークル・イベントチーム

(部会・専門グループ・サークル・イベントチームの設置)

第63条 会長は理事会の議決を経て、この法人の事業活動の企画立案及び実施のために、必要な部会・専門グループ・サークル・イベントチームを設置することができる。

（1）部会は、事業活動上必要な場合に設けることができる。

（2）専門グループは、専門領域の事業について理事が中心となり、企画・運営・実施にあたる。 （3）

サークルは専門グループ内にあって、より細分化された専門領域の事業について企画・運営・実施にあたる

- (3) イベントチームはイベントなどの開催に当たり企画・運営・実施にあたる。
- (4) イベントチームの委員は、専門グループ、サークルなどの所属に関わらず会長が理事会の議決を経て委嘱する。

第12章 雜則

(細則)

第64条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(他団体との関係)

第65条 この法人は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟及び千葉県ユネスコ協会連絡協議会に、その構成団体として加入する。

(宗教・政治活動の禁止)

第66条 この法人は、特定の宗教及び政治活動は一切行わない。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 吉崎 晴子
副会長 沼倉 啓子
副会長 山本 明彦
副会長 吉岡 昭一
理事 豊田 元子、丸山 美千代、小原 知加、遠山 悅子、大浦 京子、牧野 功、
宮内 洋子、中島 ふみ子、逸見 かほり、中澤 英雄、村越 由美、藤村 忠夫
監事 中山 保
監事 大辻 康允

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 一般会員	5,000円
(2) 青年会員	2,000円 (18歳未満は免除)
(3) グループ会員 (1口)	10,000円
(4) 賛助会員 (1口)	20,000円
(5) フレンドシップ会員	1,000円

(6) 特別会員 100,000円

7 この定款は、平成29年5月27日から一部変更して施行する。